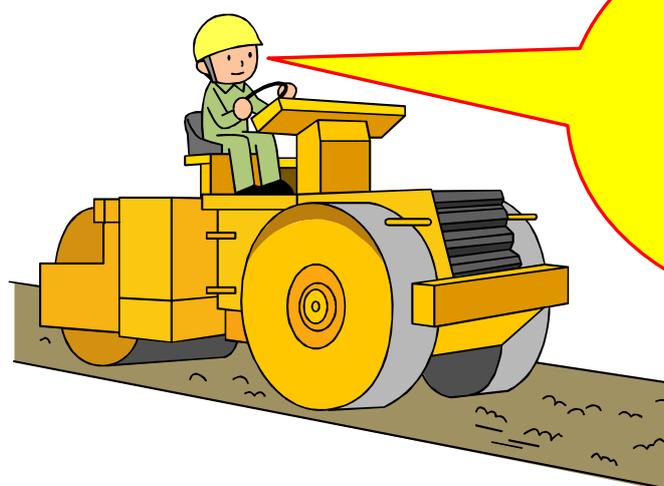


建設技術資格取得支援事業

手順の手引き



**対象範囲が
大きく拡大し
ました！！**

申請受付期間

令和2年8月31日（月）～令和3年1月29日（金）

※受付は先着順とします（100人程度に補助する見込みです。）。

予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、その日に受理された申請書を対象に抽選を行う場合があります。

《目次》

1.	対象範囲の拡大について	2
2.	手続の流れ	3
3.	補助対象	4
4.	補助金額	7
5.	補助金の交付申請	11
6.	補助金の交付決定	12
7.	資格取得計画の変更等	14
8.	実績報告	15
9.	補助金の額の確定	16
10.	補助金の請求・支払	17
11.	受験結果報告について	17
12.	書類の提出方法	19

1. 対象範囲の拡大について

○年齢要件が拡大しました！

34歳以下(一部 29歳以下) → **全て 34歳以下**

○補助対象資格の種類が増えました！

建築士、電気工事士、技能検定など(詳細はp9～)。

○1事業者あたりの申請可能者数が増えました！

2人 → **5人**

○補助金額の計算方法を改めました！

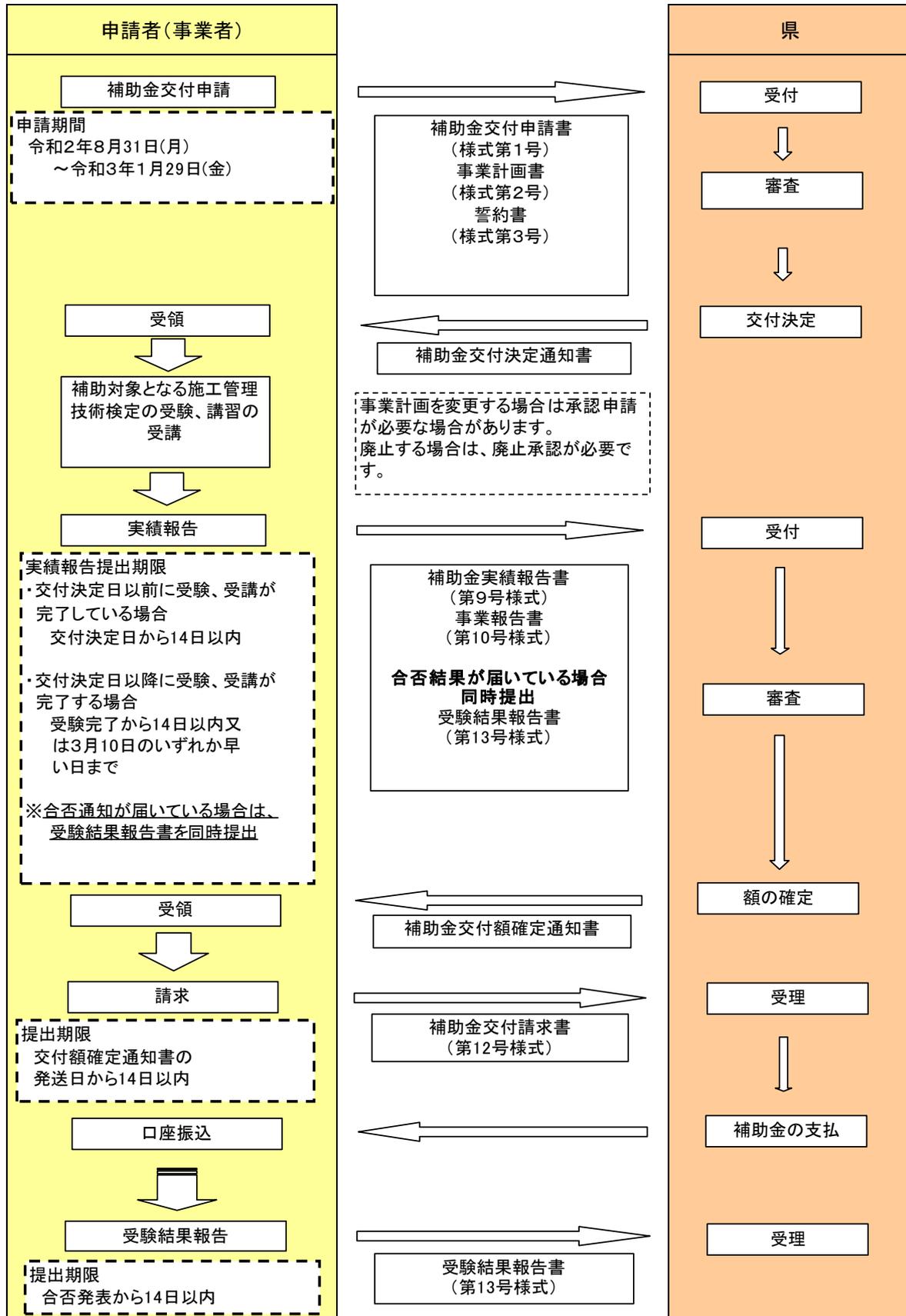
受験手数料 + その他の補助対象経費の2分の1 又は 3万円のいずれか低い額

↓

受験手数料 + その他の補助対象経費の**全額** 又は 3万円のいずれか低い額

2. 手続の流れ

◆建設技術資格取得支援事業補助金＜手続の流れ＞



3. 補助対象

補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）及び補助の対象となる受験者（以下「受験者」という。）は、次のいずれにも該当する必要があります。

○補助対象事業者

- （1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- （2）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- （3）補助対象となる受験者と受験等の実施日において期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。
- （4）県税等の滞納が無いこと。
- （5）過去に規則第 2 条第 1 項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

○受験者

- （1）交付申請を行う年度の 4 月 1 日時点における年齢が 34 歳以下であること。
- （2）県内に在住していること。
- （3）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

(4) 交付申請日の属する年度（以下「受験年度」という。）に、補助の対象となる施工管理技術検定等（**下記参照**）の受験等を行うこと。

(5) 過去に、交付申請を行う資格・級・種と同一資格・級・種の施工管理技術検定等について、別表に定める補助項目と同一の補助項目に対して本要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。（**注1**）

(6) 過去に、交付申請を行う登録基幹技能者講習と同一種類の登録基幹技能者講習の受講料に対して、本要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。（**注1**）

(7) 補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

☆令和2年度に補助する受験者数は、**100人程度**を見込んでいます。

☆補助金を申請できる受験者は**1事業者あたり延べ5人**までです。（注2）



次の点にご注意ください。

- **(注1)** 同じ資格・級・種の施工管理技術検定等における受験又は講習会受講に対しては、一度補助金を受領した場合、その可否に関わらず、重複して補助金を受け取ることはできません。登録基幹技能者講習も同様です。

例) 1級土木施工管理技士試験を受験する場合

本年度：

学科試験・講習受講 → 補助金**受領**（不合格のため、翌年度再受験）

実地試験・講習受講 → 補助金**申請せず**

翌年度：

学科試験・講習受講 → 補助金**申請不可**（昨年度受領しているため）

実地試験・講習受講 → 補助金**申請可能**

- **(注2)** **補助対象事業者**が申請できる受験者は延べ5人までですので、同じ受験者が二つの資格・級・種を同年度に受験する場合も補助申請は可能です。



補助の対象となる施工管理技術検定等とは？

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条の 3 の 2 号の表の下欄に掲げる資格(詳細は p 9 から p 1 0 をご覧ください)と、規則第 18 条の 3 に定める登録基幹技能者講習が該当します。

登録基幹技能者講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する講習です。

講習会の実施団体による割引・助成は「他の補助金等」には該当しません。

講習会の実施団体による学生割引や会員助成等は、その名目に関わらず、「他の補助金等」には該当しません。これらの割引が適用された後に、実際に講習会の実施団体に支払った額が「補助対象経費」となります。

受験等を行う日時点で、被雇用者である受験者のみが補助対象です。

例えば、学科・実地試験を補助対象として交付決定を受けた後、実地試験時まで受験者が役員に就任した場合、補助対象は学科試験のみになります。役員就任による補助事業の変更によって補助対象経費が 2 0 % を超える減額になる場合は、変更承認申請書を提出してください。

4. 補助金額

補助金額は、〈施工管理技術検定等の受検手数料（若しくは登録基幹技能者講習の受講料）の全額＋その他の補助対象経費の全額〉又は3万円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）です。

※例えば、土木施工管理技士検定試験（1級）の学科・実地を受検し、47,664円の講習会を受講した場合は、次のように補助金額を算出します。

受検手数料	（学科 8,200 円+実地 8,200 円）	16,400 円…①		
講習会受講料		47,664 円…②		
①16,400 円	+	②47,664 円	=	64,064 円…③

③>30,000 円のため、補助金額 = 30,000 円

※過去に同一の受験者による同一資格・級・種の施工管理技術検定等の受験に対して本要綱に規定する補助金の交付を受けている場合は、その額が差し引かれます。よって、同一資格・級・種に対しては、補助申請の回数に関係なく、3万円が上限となります。

☆補助対象

受験年度に実施される施工管理技術検定等（学科試験等又は実地試験等）の受験及び講習の受講と、登録基幹技能者講習の受講です。なお施工管理技術検定等に関する講習の受講については、試験を受験した場合に限ります。

☆補助対象経費

補助対象事業者（補助申請する建設業者）が直接又は間接的に支出した、次の経費です。

①受験年度に実施される施工管理技術検定等（学科試験等又は実地試験等）の受検手数料（次ページ参照）及び受験講習会の費用（受講料及び講習会が指定する教材の購入費用）

②補助申請年度に実施される登録基幹技能者講習の受講料



昨年度に支払った試験手数料等も補助対象経費になります

本補助金では、補助申請する年度に受験する施工管理技術検定等に要した経費が対象となります。一部の技術検定では、補助申請する前年度に試験申し込みと手数料の払い込みをする必要がありますが、この場合も受験する年度の補助対象金額に計上できます。

補助対象経費を負担するのは、補助申請する建設業者です

本補助金は、雇用している労働者の資格支援を行う建設業者を支援するものです。そのため、補助対象経費は、補助対象事業者（補助申請する建設業者）が負担してください。

手続上、まず受験者自身が試験手数料等を支出することも多いと考えられますが、この場合も、補助対象事業者が受験者に対して試験手数料等を支出していれば、その支出額が補助対象経費となります（支出が確認できる書類の添付が必要です）。

補助対象経費には、振込手数料等は含みません

補助対象経費には、振込手数料等は含みません。例えば「施工管理技術検定等（学科試験等又は実地試験等）の受検手数料」は、次ページの額となり、これに関連して支出した振込手数料等は含みません。

また、受講料は、実施機関が「受講料」として明記している額です。これに関連して支出した振込手数料等は含みません。

講習教材の送料については、実施機関が「受講料」に教材費・送料も含んでいる場合のみ対象となります。「受講料」とは別に教材を購入する場合は、その教材の代金のみが「教材の購入費用」として補助対象となり、送料は補助対象外となります。

■ 施工管理技術検定等（学科試験等又は実地試験等）の受検手数料

補助対象となる受検手数料は、各実施機関がホームページに掲載している額です。

振込手数料等は含みませんので、ご注意ください。

一部試験の免除等はあるが受験手数料の減額がない場合、その免除された部分についても補助対象とみなします。また、一部試験の免除等による減額があった場合は、減額後の額が補助対象になります。

資格	級等	区分	金額(区分ごと)	金額(級計)
建設機械施工	1級	学科	10,100	25,100～ 37,900
		実地	15,000～ 27,800	
	2級	学科	10,100	31,700
		実地	21,600	
土木施工管理	1級	学科	8,200	16,400
		実地	8,200	
	2級	学科	4,100	8,200
		実地	4,100	
建築施工管理	1級	学科	9,400	18,800
		実地	9,400	
	2級	学科	4,700	9,400
		実地	4,700	
電気工事施工管理	1級	学科	11,800	23,600
		実地	11,800	
	2級	学科	5,900	11,800
		実地	5,900	
管工事施工管理	1級	学科	8,500	17,000
		実地	8,500	
	2級	学科	4,250	8,500
		実地	4,250	
電気通信工事施工管理	1級	学科	13,000	26,000
		実地	13,000	
	2級	学科	6,500	13,000
		実地	6,500	
造園施工管理	1級	学科	10,400	20,800
		実地	10,400	
	2級	学科	5,200	10,400
		実地	5,200	

建築士	1級	—		17,000
	2級	—		18,500
	木造	—		18,500
技術士 技術部門「選択科目」 建設「問わない」 農業「農業土木」 電気電子「問わない」 機械「問わない」 上下水道「問わない」 水産「水産土木」 林業「林業又は森林土木」 衛生工学「問わない」	—	一次	—	11,000
		二次	—	14,000
電気工事士	第1種	—		10,900
	第2種	—		9,300
電気主任技術者	1～2種	—		12,400
	3種	—		4,850
電気通信主任技術者	—	—		9,500～ 18,700
給水装置工事主任技術者	—	—		16,800
消防設備士	甲種	—		5,700
	乙種	—		3,800
技能検定	1～2級	学科	3,100	12,300～ 21,300
		実技	9,200～18,200	
地すべり防止工事士	—	一次	12,300	19,500
		二次	7,200	
基礎施工士(基礎ぐい)	—	—		19,000
建築設備士	—	一次	—	36,300
		二次		
計装士	1級	学科	7,530	25,350
		実地	17,820	
解体工事施工技士	—	—		16,500

※ 申込方法や科目数によって金額が異なる場合、実際に要した金額を補助対象とします。

5. 補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、「建設技術資格支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）、建設技術資格支援事業計画書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）及び添付書類を提出してください。提出が必要な書類は次のとおりです。

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○：いずれか一部必要なもの)
①	建設技術資格支援事業補助金交付申請書	【補助金の申請書です。】 ◎様式第1号 (記載例は20ページを参照してください。)
②	建設技術資格支援事業計画書	【資格取得の計画書です。】 ◎様式第2号 (記載例は21ページを参照してください。)
③	誓約書	【補助要件の合致、補助金の返還規定等に同意する旨の誓約書です。】 ◎様式第3号 (記載例は22ページを参照してください。)
④	受験者の①住所、②氏名、③生年月日が確認できる書類（コピー）	【受験者の年齢、県内在住であることを確認するためのものです。】 ○運転免許証、○パスポート、○その他県内在住者であることが確認できる書類
⑤	受験者の施工管理技術検定等への受験申込が確認できる書類（コピー）	【受験者の試験申込みを確認するためのものです。】 ○受験票、○受験申込書、○合否の結果通知、○インターネット申し込み画面を印刷したもの



2人以上の受験者について補助申請したり、1人の受験者が二つ以上の資格を取得するときの補助申請の方法について

施工管理技術検定等ごとに合格発表のスケジュールが異なるため、補助金の実績報告のタイミングも異なります。補助金の交付手続きを円滑に行うため、一つの資格に係る施工管理技術検定等ごとに補助申請を行ってください。

6. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を申請者あてに郵送します。

実績報告書を作成するときに、**交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号も記入が必要**になりますので、交付決定通知書はなくさないよう保管しておいてください。交付決定通知書の再発行はいたしません。



補助申請額と異なる額で交付決定する場合があります。

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、交付申請書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で交付決定する場合があります。



次の点にご注意ください。

- 交付決定通知書は、**補助金の支払を確約するものではありません**。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

7. 資格取得計画の変更等

補助対象事業者は、資格取得計画に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付申請額の20%以内の減額）であれば、申請を省略することが可能です。

また、補助申請を廃止する場合には、廃止承認申請書（様式第7号）提出する必要があります。

（例えば・・・）

当初は、学科試験の受験と講習会の受講、実地試験の受験と講習会の受講を資格取得計画に記載していたが、学科試験不合格のため、実地試験の受験と講習会の受講ができなくなった。

★不合格となったものの、学科試験については補助金を申請する場合

☞補助対象経費が20%を超える減額になる場合は、変更承認申請書を提出してください。

（県からの変更承認後、速やかに実績報告書を提出してください。）

20%以内の減額であれば、速やかに実績報告を提出してください。

★来年度、学科試験から受験し直すため、本年度の補助申請は廃止する場合

☞廃止承認申請書を提出してください。



次の点にご注意ください。

- ・補助金交付申請額の変更のほか、会社の商号変更、代表者の変更等、申請書に記載した基本的な事項が変更となる場合は、変更届の提出が必要となります。
- ・変更内容により、当初満たしていた交付の条件を満たさなくなった場合、交付決定が取り消されることがあります。

8. 実績報告

補助対象事業者は、補助申請した年度に受験者が受験可能な試験が全て終了すれば、実績報告を行ってください。

○交付決定日時点で全ての受験が終わっている場合

交付決定通知から14日以内に提出してください。

○交付決定日以降に全ての受験が完了する場合

受験の完了から14日以内に提出してください。

番号	必要書類	留意事項
		(◎必ず提出が必要なもの)
①	建設技術資格支援事業補助金 実績報告書	【実績報告書の提出様式です。】 ◎様式第9号 (記載例は23ページを参照してください。)
②	建設技術資格支援事業報告書	【資格取得の報告書です。】 ◎様式第10号 (記載例は24ページを参照してください。)
③	補助対象事業者による補助対象経費の支払を証明できる書類(コピー)	【補助対象事業者(補助金を申請した建設業者)による補助対象経費の支出を確認するためのものです。】 ◎郵便振替の払込証、領収書、総勘定元帳など経理書類 <u>郵便振替の払込証の場合、払込者氏名が受験者個人の場合は、あわせて会社が支出したことが分かる会計書類も添付してください。</u>
④	受験結果報告書	【受験結果の報告書です。】 実績報告書の提出までに合否の通知書の送付があった場合のみ、実績報告書と同時に提出してください(合格通知書(登録基幹技能者の場合は修了証)又は不合格通知書のコピーを添付してください。)。それ以外の場合は、合否結果の発表日から14日を経過した日までに提出してください。



次の点にご注意ください。

- ・郵便振替の払込証だけでは、費用を負担したのが受験者か会社かの確認ができません。この場合は、あわせて総勘定元帳など経理書類の写しも添付してください。

9. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載した「建設技術資格支援事業補助金交付額確定通知書」を補助対象事業者あてに郵送します。

この通知書により、補助金の交付額が確定します。通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



実績報告書の額と異なる額で額を確定する場合があります。

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助金額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、実績報告書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で額の確定を行う場合があります。

10. 補助金の請求・支払

補助金交付額決定通知書を受け取ったら、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

請求書の提出期限は、補助金交付額確定通知書の通知日から14日以内です。

補助金は、不備のない補助金交付請求書を受理してから約1か月後（期間の短縮はできませんのでご了承ください。）に指定された口座に振り込みます。

※補助金交付請求書（様式第12号）の記載例は25ページをご確認ください。

11. 受験結果報告について

補助金の支払を受けた補助対象事業者は、合格通知書（登録基幹技能者講習の場合は修了証）又は不合格通知書の写しを添付し、受験者の受験結果報告書（様式第13号）を提出していただく必要があります。受験結果報告書が提出されない場合、補助金の全額返還を命じられることとなりますので、必ず提出してください。

（1）提出期限

○実績報告書の提出時までに合否の通知が届いている場合

実績報告書と同時に提出してください。

○実績報告書の提出時まで合否の通知が届いていない場合

合格発表から14日以内に提出してください。

(2) 合否の通知書を紛失している場合の取扱い

原則として次のように取り扱いますので、申請時に既に合否が発表されている場合は、受験者の方が合否の通知書を紛失していないかを必ず確認してください。また、申請後に合否が発表される場合にも、受験者の方に速やかな提出を促すなど、十分な注意をお願いします。

○合格通知書を紛失している場合

技術検定合格証明書や、受験者票と当該資格試験の合格者番号を公表しているホームページを印刷したものなどで代替できる場合がありますので、ご相談ください。

○不合格通知書を紛失している場合

実際に受験したか（欠席していないか）の確認ができないため、補助申請はできません。

もし交付申請されていた場合、受験結果報告時に把握し、交付決定を取消すこととなります。補助金を支出した後に判明した場合には、補助金の返還だけでなく、加算金が課せられる場合がありますので、ご注意ください。

※受験結果報告書（様式第13号）の記載例は26ページをご確認ください。

12. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部です。

下記の点に注意のうえ、交付申請書のみ、簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください（FAXや電子メールによる提出は不可）。交付申請書以外は、普通郵便で送っても構いません。

また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。

なお、**交付申請書の受付は先着順です**。申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合は、その予算額に達した日をもって受付を終了します。予算額に達した日に到着した申請書については、抽選により受付を行う場合があります。

【送付先】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 土木部 土木監理課 資格取得補助担当 宛て



書類の送付について

(1) 信書を送達できる者により送付すること

申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。宅配便での送付はできません。

①郵便事業株式会社（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号））

(2) 交付申請書は、配達記録が確認できる方法で送付すること。

交付申請書が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。

県では、未着のものについての確認はできません。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること。

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書在中」などを朱書きしてください。



次の点にご注意ください。

- ・提出していただいた書類は返却いたしません。
- ・持参の場合は、書類の受け取りのみの対応となります（その場での審査は行いません）。
- ・「交付申請書」以外の書類については、普通郵便で送っても構いません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目1番10号
 申請者 商号又は名称 (株)〇〇建設会社
 代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎
 許可番号 知事(般-28)第1234号

許可番号を忘れずに記載してください。

印

建設技術資格取得支援事業補助金交付申請書

建設技術資格取得支援事業補助金の交付を受けたいので、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第4条及び建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

受験者の氏名	香川 太郎
受験資格・級等 (学科等・実地等)	土木施工管理技士・一級 (学科・実地)
補助対象経費	91,400円
交付申請額	30,000円

様式第2号の5欄の数字です。

登録基幹技能者講習の場合、級や学科・実地の記載は不要です。

A4用紙にコピーしてください。

様式第2号の7欄の数字です。

- (3) 受験者の①住所、②氏名、③生年月日が確認できる書類の写し（運転免許証等）
- (4) 受験者の施工管理技術検定等への受験申込が確認できる書類（受験申込書等）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

施工管理技術検定の場合
は8ページの額です。
振込手数料等は含みま
せん。

建設技術資格取得支援事業計画書

申請者の商号	(株) ○○建設会社	
1 受験者の氏名	香川 太郎	(単位:円)
2 受験者の生年月日	昭和・平成 7年 4月 1日 (21 歳) ※4月1日時点	
3 受験する資格等	試験手数料 …①	16,400 円
	資格名	土木施工管理技士
実施団体が受講料として明記している額です。振込手数料は含みません。	級	一級
	学科等・実地等の別	<input checked="" type="checkbox"/> 学科等 <input checked="" type="checkbox"/> 実地等 ※該当するものを■にしてください。 ※試験自体に実地等がない場合、学科等のみを■にしてください。
実施団体が教材費を明確に分けてない場合は、「受講料に含む」と記載してください。細かく分割して記載する必要はありません。	受講料 …② (うち教材費)	75,000 円 (15,000 円)
	学科試験等に係る講習	
	講習実施機関名	△△△△△
	講習期間	令和○○年○月○日～○月△日
	受講料	35,000 円
	購入教材名	・○○○○テキスト 第○版
	教材購入費	10,000 円
	実地試験等に係る講習	
	講習実施機関名	△△△△△
	講習期間	令和○○年◇月○日～◇月△日
	受講料	25,000 円
	購入教材名	・○年度版 ○○○○
	教材購入費	5,000 円
5 補助対象経費 (①+②) …③		91,400 円
6 既に受領済みの本補助金額 …④		0 円
7 補助申請予定額 ※千円未満は切り捨て (①+②)×1/2-④ 又は 3万円-④		30,000 円
通常は0円です。過去に、同一資格・級で本補助金を受けた場合にはその補助額を記載してください。		

千円未満は切り捨てです。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目1番10号
申請者 商号又は名称 (株)〇〇建設会社
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎

印

誓約書

建設技術資格取得支援事業の実施に際し、下記の事項を誓約いたします

- 1 申請者は、建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める要件に合致していること。
- 2 受験者は、要綱第4条に定める要件に合致していること。
- 3 要綱第17条の規定に基づき、要綱第16条に掲げる事項のいずれかに該当すると知事に認められ、交付決定を取り消された場合において、既に支払を受けた補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金を返還すること
また、この場合において、要綱第18条及び第19条の規定による加算金及び延滞金が課せられることを承知していること

令和〇〇年△△月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目1番10号
 申請者 商号又は名称 (株)〇〇建設会社
 代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎
 許可番号 知事(般-28)第1234号

許可番号を忘れずに
記載してください。

印

建設技術資格取得支援事業補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇土監第〇〇〇〇〇〇号で交付決定通知のあった建設技術資格取得支援事業の実績について、建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の概要

受験者の氏名	香川 太郎
受験資格・級等 (学科等・実地等)	土木施工管理技士・一級 (学科・実地)
補助対象経費	91,400円
最終交付決定額	30,000円
実績額	30,000円
不用品額	0円

様式第10号の
5欄の数字です。

交付決定の額で
す。

様式第10号の
7欄の数字です。

最終交付決定額－実績額です。
通常は0円です。

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 補助事業者による補助対象経費の支払いを証明できる書類（領収書や総勘定元帳など経理書類）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

A4用紙に
コピーしてください。

交付申請時の事業計画書を踏まえて作成してください。(通常は同内容です。)

建設技術資格取得支援事業報告書

8 ページの額です。
振込手数料や用紙代は
含みません。

申請者の商号	(株) ○○建設会社
--------	------------

1 受験者の氏名	香川 太郎
2 受験者の生年月日及び年齢	昭和・平成 7 年 4 月 1 日 (21 歳) ※4 月 1 日時点

3 受験した資格等	試験手数料 …①	16,400 円
	資格名	土木施工管理技士
	級	一級
	学科等・実地等の別	<input checked="" type="checkbox"/> 学科等 <input checked="" type="checkbox"/> 実地等 ※該当するものを■にしてください。 ※試験自体に実地等がない場合、実地等のみを■にしてください。
	受講料 …② (うち教材費)	75,000 円 (15,000 円)

実施団体が受講料として明記している額です。振込手数料は含みません。

実施団体が教材費を明確に分けてない場合は、「受講料に含む」と記載してください。細かく分割して記載する必要はありません。	学科試験に係る講習	
	講習実施機関名	△△△△△
	講習期間	令和○○年○月○日～○月△日
	受講料	35,000 円
	購入教材名	・○○○○テキスト 第○版
	教材購入費	10,000 円

	実地試験に係る講習	
	講習実施機関名	△△△△△
	講習期間	令和○○年◇月○日～◇月△日
	受講料	25,000 円
	購入教材名	・○年度版 ○○○○
	教材購入費	5,000 円

5 補助対象経費 (①+②) …③	91,400 円
6 既に受領済みの本補助金額 …④	0 円

7 実績額 ※千円未満は切り捨て	30,000 円
------------------	----------

通常は 0 円です。過去に、同一資格・級等で本補助金を受けた場合にはその補助額を記載してください。

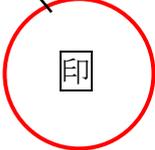
千円未満は切り捨てです。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目 1 番 1 〇 号
 申請者 商号又は名称 (株) 〇〇建設会社
 代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎



建設技術資格取得支援事業補助金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇土監第〇〇〇〇〇〇号で確定通知のあった標記補助金について、建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 30,000 円

口座振替払	金融機関名	百十四銀行											
	店舗名	県庁								本店・支店・支所			
	預金種別	1	普通	・	2	当座	口座番号	9	9	9	9	9	9
	カタカナ	カ)	〇	〇	ケ	ン	セ	ツ	ガ	イ	シ	ヤ	
	口座名義	(株) 〇〇建設会社											

カブシキガイシャはカ)、ユウゲンガイシャはユ)等の略称を使用してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
申請者 商号又は名称 (株) 〇〇建設会社
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎

印

建設技術資格取得支援事業受験結果報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇土監第〇〇〇〇〇〇号で確定通知のあった建設技術資格取得支援事業について、建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、受験者の合否結果について関係書類を添えて報告します。

記

氏名	香川 太郎
資格名 (級等)	土木施工管理技士・一級 (学科・実地)
学科等	<input checked="" type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
実地等	<input checked="" type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

登録基幹技能者講習の場合、「学科」欄に受講結果を記載してください。

※補助対象とした試験の結果のみ記載してください。

添付書類

- ・合格通知書の写し又は不合格通知書の写し

登録基幹技能者講習の場合は、合格通知書の写しの代わりに「修了証」の写しを添付してください。

【お問い合わせ】

香川県 土木部 土木監理課 資格取得補助担当

TEL 087-832-3507

FAX 087-806-0220